

【個人住民税】

◆所得控除

所得控除は、その納税義務者の実情に応じた税負担を求めするために、納税義務者に配偶者や扶養親族があるかどうか、病気や災害などによる出費があるかどうかなどの個人的な事情を考慮して、所得金額から差し引くことができます。

種 類	要 件	控 除 額																						
雑損控除	災害などにより資産について損失を受けた場合	①か②のいずれか多い方の金額 ①（損失の金額－保険金などで補てんされた額）－（総所得金額等×10%） ②（災害関連支出金額－保険金などで補てんされた額）－5万円																						
医療費控除 （①、②から選択）	① 病院などに支払った診療費や治療費、治療・療養に必要な医薬品の購入費	(1)か(2)のいずれか多い方の金額 (1)（支払った金額－保険金などで補てんされた金額）－（総所得金額×5%） (2)（支払った金額－保険金などで補てんされた金額）－10万円（限度額200万円）																						
	② 定期健康診断や予防接種などの取り組みを行った個人が、特定一般用医薬品などを購入した場合	医薬品などの購入金額－1万2千円（限度額8万8千円）																						
社会保険料控除	社会保険料（国民健康保険、国民年金など）を支払った場合	支払った金額																						
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済制度、確定拠出年金法及び心身障害者共済制度に基づく掛金を支払った場合	支払った金額																						
生命保険料控除	一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ次の算式により計算した控除額の合計額（限度額70,000円） 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ次の算式により計算した控除額の合計額（限度額28,000円）	<table border="0"> <tr> <td>保険料の支払金額</td> <td>控除額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">【旧契約】</td> </tr> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>支払保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>15,000円超 40,000円以下</td> <td>支払保険料×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,000円超 70,000円以下</td> <td>支払保険料×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,000円超</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">【新契約】</td> </tr> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>支払保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>12,000円超 32,000円以下</td> <td>支払保険料×1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,000円超 56,000円以下</td> <td>支払保険料×1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,000円超</td> <td>28,000円</td> </tr> </table>	保険料の支払金額	控除額	【旧契約】		15,000円以下	支払保険料の全額	15,000円超 40,000円以下	支払保険料×1/2+7,500円	40,000円超 70,000円以下	支払保険料×1/4+17,500円	70,000円超	35,000円	【新契約】		12,000円以下	支払保険料の全額	12,000円超 32,000円以下	支払保険料×1/2+6,000円	32,000円超 56,000円以下	支払保険料×1/4+14,000円	56,000円超	28,000円
保険料の支払金額	控除額																							
【旧契約】																								
15,000円以下	支払保険料の全額																							
15,000円超 40,000円以下	支払保険料×1/2+7,500円																							
40,000円超 70,000円以下	支払保険料×1/4+17,500円																							
70,000円超	35,000円																							
【新契約】																								
12,000円以下	支払保険料の全額																							
12,000円超 32,000円以下	支払保険料×1/2+6,000円																							
32,000円超 56,000円以下	支払保険料×1/4+14,000円																							
56,000円超	28,000円																							

種 類	要 件	控 除 額
地震保険料控除	地震保険料と平成18年末までに締結した長期損害保険料について、それぞれ次の式にあてはめて計算した控除額の合計額（限度額25,000円） ※ 1つの保険契約で地震保険料と長期損害保険料の両方に該当するものは、どちらか1つの控除を受けることになります。 ① 地震保険料の場合 50,000円以下 支払保険料×1/2 50,000円超 25,000円 ② 平成18年末までに締結した長期損害保険料の場合 5,000円以下 支払保険料の金額 5,000円超 15,000円以下 支払保険料×1/2+2,500円 15,000円超 10,000円	
障害者控除	本人、その同一生計配偶者又は扶養親族が障害者の場合	普通障害者の場合 26万円 特別障害者の場合 30万円 同居特別障害の場合 53万円
ひとり親控除	婚姻歴の有無や性別にかかわらず、単身者であり、下記要件を満たす者 ①生計を一にする子（前年の総所得金額等が48万円以下）を有すること。 ②前年の合計所得金額が500万円以下であること。 ③住民票において、本人が世帯主である場合には世帯主の夫又は妻の続柄に、本人が世帯主でない場合には本人の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がないこと。	30万円
寡婦控除	「ひとり親」に該当しない者で、下記（1）又は（2）に該当する者 （1）夫と離婚した後婚姻していない者で下記要件を満たす者 ①扶養親族（前年の合計所得金額が48万円以下）を有すること。 ②前年の合計所得金額が500万円以下であること。 ③住民票において、本人が世帯主である場合には世帯主の夫又は妻の続柄に、本人が世帯主でない場合には本人の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がないこと。 （2）夫と死別した後婚姻していない者又は夫の生死の明らかでない者で、 <u>上記（1）の②及び③に掲げる要件を満たす者</u>	26万円
勤労学生控除	合計所得金額が75万円以下で、給与所得等以外の所得金額が10万円以下の勤労学生 ※ 給与所得等とは、自己の勤労による事業所得、給与所得、退職所得、雑所得のことをいいます。	26万円
配偶者控除	本人の合計所得金額が1,000万円以下で、合計所得金額が48万円以下の生計を一にする配偶者を有する場合 ※ 事業専従者を除く。	～33万円
扶養控除（1人につき）	生計を一にする親族（16歳以上）のうち、合計所得金額が48万円以下である人を有する場合 ※ 事業専従者を除く。	①一般の場合（16歳以上） . . . 33万円 ②特定扶養親族の場合（19歳～22歳）45万円 ③老人の場合（70歳以上） . . . 38万円 ④同居の老人の場合 45万円
配偶者特別控除	本人の合計所得金額が1,000万円以下であること ※ 事業専従者を除く。	～33万円
基礎控除	納税義務者本人に適用される控除。 合計所得金額に応じて控除額が逡減し、合計所得金額が2,500万円を超えると、適用されません。	合計所得金額が、 ①2,400万円以下 43万円 ②2,400万円超2,450万円以下 . . . 29万円 ③2,450万円超2,500万円以下 . . . 15万円 ④2,500万円超 適用なし

◆税額控除

〔調整控除〕

税源移譲に伴い、所得税＋住民税の税率は変わらないように措置されましたが、所得税と住民税の人的控除に差があることから、税率を改正しただけでは負担が多くなります。

〔例〕 所得金額50万円で人的控除が基礎控除のみの場合

【税源移譲前】

	所得金額	基礎控除	課税所得金額	税率	税額
所得税	50万円	38万円	12万円	10%	12,000円
住民税	50万円	33万円	17万円	5%	8,500円
所得税＋住民税の合計				15%	20,500円

【税源移譲後】

	所得金額	基礎控除	課税所得金額	税率	税額
所得税	50万円	38万円	12万円	5%	6,000円
住民税	50万円	33万円	17万円	10%	17,000円
所得税＋住民税の合計				15%	23,000円

このように、税率の合計が同じでも、税額の合計は増えてしまいます。この負担増を調整するために、調整控除が設けられました。

〔調整控除の計算〕

(1) 合計課税所得金額が200万円以下の人

次の①と②のいずれか小さい金額の5%（県民税2%、市民税3%）

① 所得税と住民税の人的控除額の差額の合計額

② 住民税の合計課税所得金額

(2) 合計課税所得金額が200万円を超える人

次の①の金額から②の金額を控除した金額（5万円を下回る場合は5万円とする）の5%（県民税2%、市民税3%）

① 所得税と住民税の人的控除額の差額の合計額

② 住民税の合計課税所得金額から200万円を控除した金額

※ 生命保険料控除、地震保険料控除にも所得税と住民税の控除額の差はありますが、調整控除の対象とはなりません。

※ 前年中の合計所得金額が2,500万円を超えると、調整控除が適用されません。

所得税と住民税の人的控除の差額

		人的控除		差 額	
		所得税	住民税		
障害者控除	普通	27万円	26万円	1万円	
	特別	40万円	30万円	10万円	
	同居特別	75万円	53万円	22万円	
ひとり親控除		35万円	30万円	5万円	
寡婦控除		27万円	26万円	1万円	
勤労学生控除		27万円	26万円	1万円	
配偶者控除	本人の合計所得 900万円以下	一般	38万円	33万円	5万円
		老人	48万円	38万円	10万円
	900万円超 950万円以下	一般	26万円	22万円	4万円
		老人	32万円	26万円	6万円
	950万円超 1,000万円以下	一般	13万円	11万円	2万円
		老人	16万円	13万円	3万円
配偶者特別 控除	本人の合計所得 900万円以下	配偶者の合計所得 48万円超 50万円未満	38万円	33万円	5万円
		50万円以上 55万円未満	36万円	33万円	3万円
	900万円超 950万円以下	48万円超 50万円未満	26万円	22万円	4万円
		50万円以上 55万円未満	24万円	22万円	2万円
	950万円超 1,000万円以下	48万円超 50万円未満	13万円	11万円	2万円
		50万円以上 55万円未満	12万円	11万円	1万円
扶養控除	一般	38万円	33万円	5万円	
	特定	63万円	45万円	18万円	
	老人	48万円	38万円	10万円	
	同居老親	58万円	45万円	13万円	
基礎控除		48万円	43万円	5万円	